



空き家解体費補助金 ご利用の皆様へ

老朽型
(跡地活用あり)

◎この補助金は、昭和56年以前に建築された空き家が対象となります。※建築基準法改正前の建物
◎補助金を利用できるのは「空き家の所有者」、「空き家の土地所有者」、「相続人等の親族」または「相続以外で空き家を取得」(親族以外からの贈与・売買契約など)した人です。

- 補助額:事業費(税抜)の1/2以内(上限50万円) ※所得要件あり
※ただし、昭和57年以降に建築され、築40年以上経過したもの:上限25万円

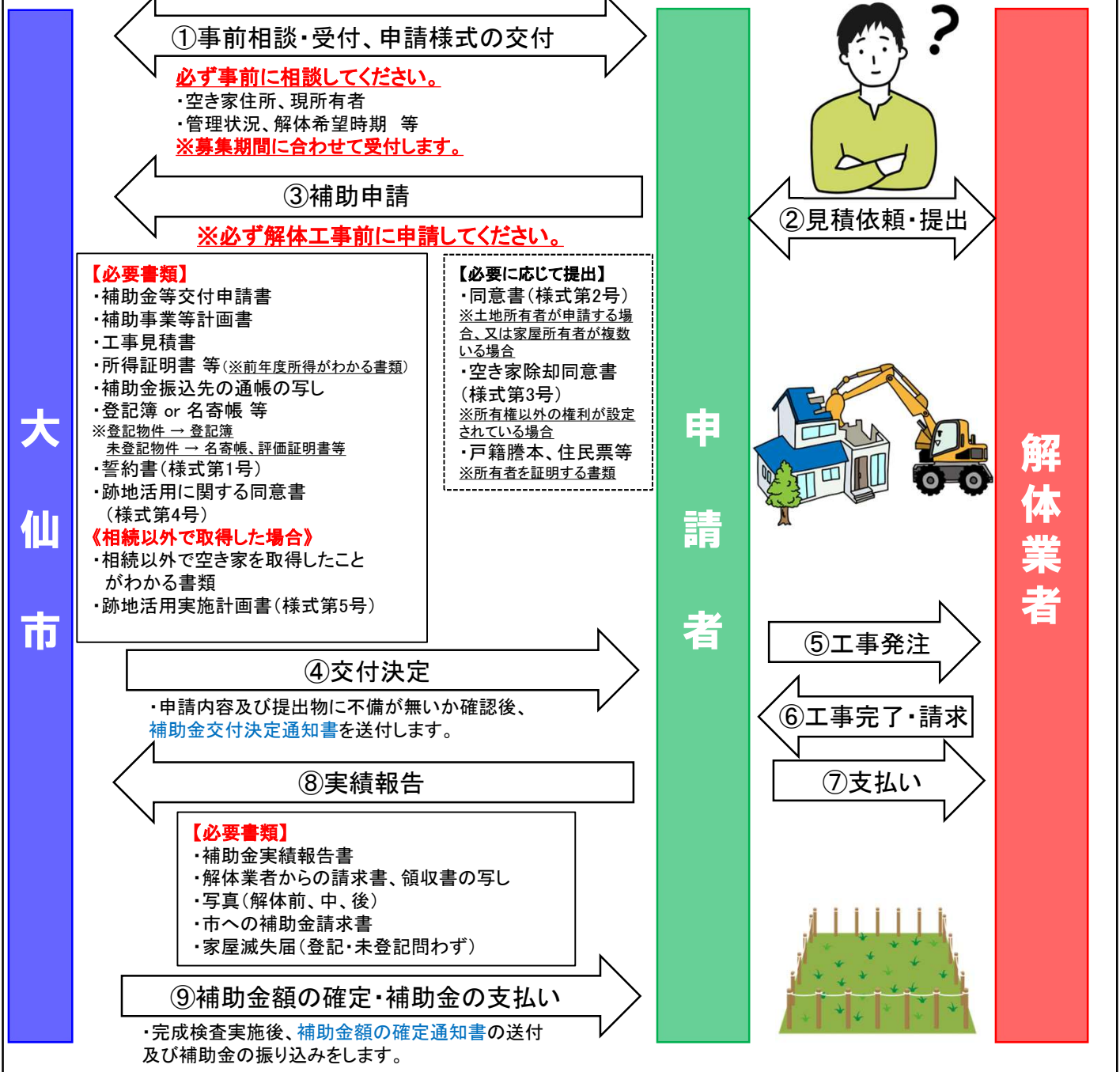
★相続以外で空き家(※築40年以上)を取得した場合

- 補助額:事業費(税抜)の1/2以内(上限50万円) ※所得要件なし



【所得要件】
世帯の主たる生計維持者(世帯で最も所得の高い者)の前年度所得が901万円以下であること。

《手続きの流れ》



大
仙
市

申
請
者

解
体
業
者